

高瀬川流域治水宣言

～みんなで取り組む水害に強いまちづくり～

近年、毎年のように日本各地でこれまでに経験したことのないような豪雨により、深刻な水害が発生している。令和元年東日本台風では全国の142箇所では堤防が決壊し、甚大な被害が発生した。令和2年7月には九州や山形県において計画規模を超える水害が発生している。

高瀬川においては平成28年台風第10号襲来時に三沢市、東北町の観測所において、観測開始以降最大の1時間降水量を記録し、浸水被害が発生している。

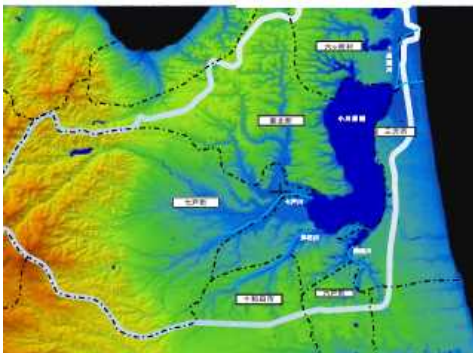
気象庁の観測によると、近年1時間降水量50mm以上の短時間降雨の発生回数を約30年前と比較すると約1.4倍となるなど、気候変動による影響は顕在化している。

また、人口減少や少子高齢化の進行により地域社会は大きく変化し、たとえば、町内会など自主防災組織の弱体化による高齢者の避難支援などへの影響や、水防団員の減少による地域防災力の低下が危惧されている。

このような気候変動や社会動向の変化を止めることは難しく、このまま進めば水害リスクはますます増大することとなり、堤防が決壊するなど、施設能力を超える水害が発生することを前提として、あらゆる関係者が社会全体で災害に備える「流域治水」を進めることが重要である。

高瀬川の流域治水の取り組みにあたっては、日頃から流域内の地域住民、企業、6市町村、県、国の機関などが水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限とするためのあらゆる対策を、できるところから速やかに実施していくことが必要であることから、以下の5つを基本方針として取り組んでいく。

- 1 流域治水を積極的に進めるため、上下流、左右岸など他の地域の状況をよく知り、いざという時に助け合うことができるよう、日頃から顔の見える協力体制をつくる。
- 2 気候変動等の影響に対応するため、治水事業として河川整備等を行うと共に、川への流出抑制を目的とした田んぼダム等による貯留機能の向上対策を行い、また、森林整備・治山対策により土砂災害防止を図り流域全体で災害(水害・津波・土砂災害等)に対する施策を推進する。
- 3 確実な避難のため、広域的な避難体制をつくとともに、安全なエリアへの居住誘導など地域協働と広域的協働による安全対策を推進する。
- 4 地域住民に対し、自らの地域の水害リスクについて、気候変動も踏まえた情報や津波浸水情報などについて提供し、より安全な行動(及び社会活動)を取ってもらうとともに、積極的な防災活動への参加を促す。
- 5 基本的な治水施設等の整備を計画的に進めるとともに、整備状況に応じ、水害リスク情報等に変更があった場合には速やかに住民及び関係機関に情報提供する。



高瀬川流域では川沿いの浸水リスクが高い地域に多くの住民が住んでいる。

令和 3年3月30日
高瀬川流域治水協議会

十和田市長
三沢市長
東北町長
七戸町長
六戸町長
六ヶ所村長

青森県(県土整備部長、危機管理局長、農林水産部長)
気象庁青森地方気象台長
東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所長
東北森林管理局 三八上北森林管理署長
森林整備センター 東北北海道整備局長
東北地方整備局高瀬川河川事務所長